

しょうがい ひと ひととも あんしん くら  
障害のある人も共に安心していきいきと暮らせる  
きようと じようれい かしよう けんとうかいぎ せつち ようりよう  
京都づくり条例（仮称）検討会議設置要領

もくでき  
(目的)  
だいじょう  
第1条 障害のある人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくりを進めるため、その基本理念や実現  
あんしん くら きようと すす じんかく こせい そんちよう あとも  
む ほうさくとう かか じようれい せいてい む しようがいしや してんふ  
に向けた方策等を掲げた条例の制定に向けて、障害者の視点を踏まえ、  
さまざま かんけいしや せんもんてき けんとう おこな がくしきけいけんしや とうじしやだんたい  
様々な関係者による専門的な検討を行うため、学識経験者や当事者団体  
かんれんぶん やかんけいしや こうせい しようがい ひと ひととも あんしん  
など関連分野関係者で構成する「障害のある人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

しょしょうじむ  
(所掌事務)  
だいじょう  
第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。  
（1）障害のある人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり  
じようれい かしよう かん  
条例（仮称）に関すること  
たひつよう じこう  
(2) その他必要な事項

そしき  
(組織)  
だいじょう  
第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

ざちょう  
(座長)  
だいじょう  
第4条 検討会議に座長を置き、委員のうちから互選する。  
ざちょう けんとうかいぎ ざちょう おいいん ごせん  
2 座長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。  
ざちょう じこ また ざちょう か ざちょう  
3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名  
いいん しょくむ だいり しめい  
する委員がその職務を代理する。

かいぎ  
(会議)  
だいじょう  
第5条 検討会議は、京都府健康福祉部長が招集する。  
けんとうかいぎ ざちょう ぎちょう  
2 検討会議は、座長が議長となる。

いいん にんき  
(委員の任期)  
だいじょう  
第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者  
ざんにんきかん ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしや  
の残任期間とする。

しよ む  
(庶務)

だい 第 7 条

する。

けんとうかいぎ しよ む きようと ふけんこうふくし ぶしようがいしや しえんか しより  
検討会議の庶務は、京都府健康福祉部 障害者支援課において処理

(その他)

だい 第 8 条

する。

じよう ようりよう さだ けんとうかいぎ うんえい た かん ひつよう  
この要領に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要  
じこう ざちよう べつ さだ

ふ そく  
附 則

この要領は、平成24年3月28日から施行する。

ようりよう へいせい ねん がつ にち せこう